

令和5年9月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和5年10月3日（月）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」の策定について（資料1）

佐藤未来創生文化部長

1点御報告をさせていただきます。資料1を御覧ください。

困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）の策定についてでございます。

女性の抱えている問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題や心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されます。

この法に基づき女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するため策定する計画でございます。計画期間につきましては、令和6年度から10年度までの5年間としております。

次に、計画内容（案）でございます。

基本的な方針、現状と課題、施策の内容としては、相談支援、一時保護、自立支援等の支援内容、支援調整会議等の支援体制、教育、啓発の推進等を盛り込む予定でございます。

策定のスケジュールにつきましては、男女共同参画会議の審議を経まして11月議会に素案を御報告するとともに、パブリックコメントを実施し、来年2月議会に、計画案を御報告申し上げる予定としており、令和5年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

今の説明が気になったので、最初に説明していただきたいのですが、困難な問題を抱える女性というのをもう少し具体的なイメージで教えていただけませんか。

大西男女参画・人権課長

ただいま、扶川委員より、もう少し具体的に計画のことをというお話がありましたので、説明をさせていただきます。

この計画でございすけれども、これまで女性支援の根拠法は売春をなすおそれのある女性の保護・更生を目的とします売春防止法でございました。

ところが、女性を取り巻く問題は、売春以外の生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化・複雑化しておりまして、またコロナ禍によりまして、こういう問題が顕在化されたところであります。

このような中で、国におきましては、社会の変化に見合った女性支援の在り方について検討がなされまして、令和4年5月に女性支援の新たな法律である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しまして、令和6年4月に施行されることとなっております。

本計画は、本法に基づく都道府県計画でありまして、国の基本方針に即しまして困難な問題を抱える女性への支援のための施策を、総合的かつ計画的に実施をするため策定するものでございす。

また、対象となる女性でございすけれども、女性は女性であることにより様々な困難を抱えておりまして、例えば性暴力、性的虐待、性的搾取等、性的な被害に遭遇しやすいこと、それから予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困難、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあることなどから、この計画を策定するものでございす。

扶川委員

前にコロナ対策で、感染の検査をしてもらうのに、ものすごい苦労しました。最終的には秋田町^{わい}界隈の女性たちが、希望すれば受けられるような仕組みはできましたけれど。今でも性風俗は補助の対象外でしたよね。だから、それで仕事を失った人に対する対応というのは、生活保護しかなかったのです。

そういう差別的な対応というのは、なくさなければいけない。もっとひどかったのは、警察官が付いて行くから、県庁の職員が店を回って行って啓発したりするような活動をやりますかと、優良店というわけにはいかないでしょうけれど、何らかの対策をするべきだと。役に立たなかったけれど、C O C O Aも普及すればいいのではないか、それを進めていったらどうだと言っても、行きませんと理由なしに断っていました。

こんな差別をやっていて、何が困難な問題を抱える女性の支援だと、今の言葉を聞いたら、そう思いますよ。

だから今度、こういう計画を作るのであれば、きちんとそのあたりも視野に入れて、コロナの時のような差別的な対応をしないような仕組みを作っていただきたい。そのことだけ聞いておきたいのですが、どうですか。

大西男女参画・人権課長

この計画におきましては、支援体制としまして支援調整会議を置くこととしております。

個々の女性の状況に応じまして、個別のニーズや状況に基づいて、支援調整会議の中で関係機関によりまして、どのような支援が行えるかを検討していくというような計画を作っていきたいと考えております。

扶川委員

不安定な就労といいますけれど、あの時も性風俗の関係で仕事を失った人に仕事をあつせんするとか、この機会に辞めていただいて、表の仕事ができるようにしたらどうかということをご提案しました。

何にも動かなかったですから。今思い出しても腹が立ちますけれど、そういうことがないように強くお願いしておきたいと思います。

不適切保育への対応であります。6月議会、7月3日の当委員会で、佐那河内村における不適切保育についてお尋ねし、答弁を頂きました。

そこで、6点ほど伺いますので、一気にお答えいただけたらと思います。

一つ目は、その後、弁護士らによる調査が行われているので、状況を注視していくということでしたが、現状はどうなっているのですか。

二つ目、職員への研修と保護者への研修参加の呼びかけについて、できることはやっていきたいということでしたが、どうなっているのですか。

三つ目、監査について、第1に監査を県が担当している市町村の施設と指導監査において、不適切保育に関する確認項目を整理して、監査の内容を少し変えて、各施設職員の話合いの実施状況や、施設内で事案が発生したときに、相談連絡体制も点検するということでしたが、どうなっているのですか。

監査の権限を委譲している市町村についても、県が実施をしている、そうした指導監査の手法を情報提供して、県と同様に実施をしていただくという答弁でしたけれども、その後どのようになっているのですか。

四つ目、不適切保育に関する相談窓口を県に設置し、県と市町村の相談窓口の一覧をホームページに掲載した上で、市町村や保育士、保護者にも周知をしたということでしたが、その後の相談が寄せられておりましたら、実績、あるいは主な内容などを教えてください。

五つ目、県が実施をしている大学教員や園長経験者の巡回支援を活用して保育実践の再点検をして、好事例の周知なども市町村と連携をしていくというようなことでしたが、実施されましたか。

最後に六つ目、監視カメラの設置については、現場の話合いや実際に設置に至った状況と現況を教えてください。

たくさんお尋ねしましたが、順次お願いします。

大井こどもまんなか政策課長

6月議会におきまして、扶川委員より御質問を頂きました、佐那河内村におけます不適切保育に係るその後の状況ということで、6点ほど御質問を頂いております。

まず1点目ですけれども、佐那河内村の実態確認のための調査の関係でございます。

現在、佐那河内村におきまして、第三者、弁護士や大学の准教授によります不適切な保育に関する委託調査が実施されておきまして、令和3年以降、当該保育所で勤務があります職員と、通園歴がある園児及び保護者に対する聞き取り調査が行われていると聞いております。10月末には、この調査結果がまとまると聞いているところでございます。

県といたしましては、この結果を注視しているところであり、引き続き村とも情報共有を図りながら、必要に応じて適切に助言等を行っていきたいと考えております。

それから2点目、研修会の関係でございます。県におきましては近年、不適切保育の関係がございまして、今年7月から9月にかけて、保育士を対象といたしましたキャリアアップ研修の中で、不適切な保育の防止に係る内容を重点的に実施させていただいたところでございます。

それから指導監査におきましても、この辺のところはチェック項目を設けまして、各施設におきまして、研修の状況であったりとか、保育士などの子供の人権や人格尊重に関する意識の向上につながるような研修、それから組織の中でのミーティング等会話を通じて、よりよい保育の実践を捉え直して、保育の質の向上に向けて取り組んでいるというようなことも、一件一件確認を取っていったところでございます。

それから、保護者に対しても、家庭内での虐待という部分に関しましては、体罰によらない子育てを推進するために県内全域で、チラシや、リーフレットなどを活用して、啓発や推進を行っているところでございます。

来月、11月が児童虐待の防止推進月間ということで、これに併せまして児童虐待防止に関します巡回パネル展を県内でも実施させていただいたり、大型商業施設と連携いたしまして、外観をシンボルカラーでありますオレンジにライトアップするなど、児童虐待問題への関心と理解を広く浸透させていくために、市町村と連携して集中的に取り組をしていくことといたしております。

それから3点目、県と同様のレベルの監査が県内全域で行われるようにということでございます。

これにつきましては、権限移譲先の市町村に対しまして、指導監査実施前の本年6月になるのですけれども、県が指導監査を行いますその内容につきまして、情報共有を各市町村とも図りまして、特に不適切な保育の防止に関しましては、今年度の重点項目として重点的にやっていくように、情報共有も図っているところでございます。

また、この指導監査開始後も、追加情報等がございましたら、順次共有を図っているところでございまして、必要に応じて助言等を行いながら、県下全域で統一的な監査が行われるように、現在も取り組んでいるところでございます。

それから4点目、相談窓口の設置状況でございます。こちらにつきましては、本年6月に、県、それから全ての市町村におきまして、相談窓口を設置したところでございまして、各保育施設を通じまして、保護者の皆様、それから保育士の皆様に周知をいたしますとともに、県、それから全ての市町村のホームページにも、掲載をいたしているところでございます。

相談窓口設置以降の県に対する相談件数でございますが、現在のところ5件相談がございまして、施設や保育士の対応に違和感を覚えられた、そういうような内容のものでございます。

このうち、匿名のため施設が特定できない場合を除きましては、市町村におきまして施設への立入調査、それから聞き取り調査などによりまして、事実の確認を速やかに行っているところでございます。

その結果、保護者からの指摘を受けまして改善に至った事例であったり、背景等を保護者に説明をさせていただき、御理解を頂いたような事例、中には事実確認をできなかった事例であったりとか、不適切な保育とまでは言えないような、園の運営方針に対する意見などがあったところでございます。

それから5点目、人事の関係でございます。こちらは巡回の相談ということで、今回、佐那河内村につきましては現在、第三者によります調査が行われておりますので、調査の終了後、改めて県から巡回支援などの活用について、佐那河内村に働きかけていきたいと考えております。

最後、6点目の監視カメラの関係でございます。こちらにつきましては、園児はもとより保育士の見守りにも効果があるとの声がある一方、プライバシーの保護であったり、過度の監視体制ということもあり、保育士が萎縮をして働きづらさにつながることも懸念されていることから、このカメラの設置に関しましては是非が分かれているところでございます。

設置に当たりましては、各施設の状況に応じまして、保護者や保育士などの関係者が、その必要性について、市町村を含めまして十分御議論を頂きまして、よりよい環境づくりにつなげていただく、そういう必要があると考えているところでございます。

県といたしましても、現場の声をお聞きしながら必要性を検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

5件相談が寄せられて、改善されたものもあるということで、設置してよかったなと思いますけれども、これが不適切に至らないものも含めて、保護者の貴重な意見を頂く、あるいは保育士の意見を頂くツールにもなりますから、ずっと置いていただいて、虐待事案がなくなった後も相談できる窓口として、続けていただきたいなと思います。引き続き、よろしくお願いします。

それから最後の監視カメラにつきましては、実態を把握していただければ教えてほしいのですが、どの程度、設置されているのですか。

大井こどもまんなか政策課長

カメラの設置状況につきましては、県内におきまして、佐那河内村が先般、予算を確保され、設置に向け取組を進められると聞いております。

あと、県内にも、佐那河内村以外にも設置をされている市町村もあるとお伺いをしておりますが、設置をされている市町村のほうが少ないという状況でございます。

扶川委員

具体的な名前は結構ですけど、何自治体ぐらい設置をしているのですか。

大井こどもまんなか政策課長

設置の市町村の状況でございますけれども、現在のところ、全ての市町村の状況確認が取れているような状況ではございません。お話を聞いている幾つかの市町村を把握している状況でございます。

扶川委員

また是非、把握をしていただきたいと思います。

監視カメラの問題は、確かにプライバシーの問題もあります。高齢者施設の件について、次はプライバシーのことをお尋ねしますが、議論があるところは分かっておりますが、克服する方法もあるはずですから、私は積極的に進めるべきだという意見です。

昨日のニュースで、愛知県豊橋市の特別養護老人ホームでエアコンが故障したため、3週間にわたり、冷房が効く廊下でお年寄りに生活をさせた上に、利用者同士の間でプライバシー保護の仕切りもせず、おむつ交換などをしていたという問題が報道されました。

今議会、事前委員会で、県内で施設における高齢者の虐待が十分把握されていないのではないかと申し上げましたが、ニュースを見て、廊下で生活をさせるような状況は、ごくまれにしか起こらないかもしれないけれども、プライバシー保護が十分行われていない場合というのは、もしかすると結構あるのではないかと、これまた別の心配が出てまいりました。

入浴やおむつ替えのときに、配慮が不十分でありますと、利用者は恥ずかしいでしょうし、今回の豊橋市のような事案が報道されますと、老人ホームに入るのはいやだ考える高齢者が増えるでしょう。

そうすると、家族の介護負担が増えて、居宅介護で、これが居宅における虐待の原因になったりする。高齢者施設では専門職員により、自宅以上に温かい介護があって、プライバシーも含めて人権に十分配慮されているのだよという安心感があってこそ、ここにいる私たちも含めて、いずれはお世話になるわけですから、全ての人が老後を心配せずに生活できるわけであります。

そこでお尋ねします。県下でこれまで高齢者虐待を疑われた通報事例の中に、プライバシーに関わる事例はありましたか。

坂野長寿いきがい課長

虐待の内容について、プライバシー配慮に関してということですが、身体的な虐待や、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待との分別で分かれている部分もございまして、詳しい状況は把握してございません。

扶川委員

この機会に、プライバシーの面についても注視をして、分析していただきたいなと思います。通報事例がないとしても、隠れていて把握されていないだけかも分からないと思う

わけです。

そもそもは利用者に対するプライバシー保護及びそれを含む人権擁護の観点について、介護のマニュアルやガイドラインのようなものはありますか。

坂野長寿いきがい課長

今回、問題となりましたのは高齢者施設ということで、特別養護老人ホームにつきましては特別養護老人ホームの設備及び運営の基準というのがございまして、これは厚生労働省の省令とか通知によって定められておりまして、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うことに努め、入浴や排せつ、おむつの交換といった介護については、入所者の人格に十分配慮した上で、入所者の心身の状況を踏まえた適切な方法で実施することが求められております。

扶川委員

やや抽象的ですね。現場では具体的な作業をしないといけないわけですから、もう少し具体的に踏み込んだマニュアルあるいはガイドライン、そしてそれに基づく研修みたいなものがあっていいように思います。

今後、そういうものが整備されるべきだと思いますが、どうお考えですか。

坂野長寿いきがい課長

基本的には設備の運営基準や通知により、対応しておりまして、県では高齢者施設に対しましては、実際に施設に赴いて実地指導監査を行っておりまして、その中では、それぞれの状況に応じて確認をしている状況でございます。

扶川委員

具体的にどのような配慮をしているかというのを是非情報を集めてください。指導監査の折にですね。

いい例があったら横展開する、普及する、そういう形で実質的なガイドラインとかマニュアルに類するようなものを作っていただくことは、お年寄りが安心して介護を受けられる環境づくりになると思いますので、そのような情報収集をしていただきたいのですが、よろしいですか。

坂野長寿いきがい課長

よい事例とかがございましたら、各市町村や施設に周知をして、情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

プライバシーに関わって、個室内でのプライバシー保護の関係から介護施設の中に、個室で遠隔見守りカメラを設置するということもある。しかし、設置することをためらうことも多いというのが報じられておりますけれども、室内で夜間などの事故の発見がそのために遅れたら、そちらのほうが重大な問題だと思うのです。

新聞報道では全国でおよそ3割設置されている。厚生労働省の補助事業で日本総合研究所が実施した調査結果がそのようになっていると7月に報道されておりました。

県内の入所施設の設置状況はどうなっていますか、あるいは設置しない理由というのは把握されていますか。

坂野長寿いきがい課長

高齢者施設でのカメラの設置の状況については、現在把握してございません。以上でございます。

扶川委員

これも、指導監査と併せて把握していただきたいと思います。

個室の中で夜中とか倒れていたりした場合にでも速やかな対応ができるではないですか。メリットもあるという分析もされているようです。

また、プライバシーのことを考えると、顔の表情や服装が分からないようにシルエット型のカメラというのもあるようです。

またカメラではなくて、バイタルセンサーとか赤外線センサーといった、プライバシーを守れる見守りセンサーのようなものがあると思いますが、こういう機器の設置状況についても恐らく把握されていないと思いますが、それが金がかかるという理由で設置されないのであれば、問題かなと思います。

そうであれば支援をするべきだと思うのです。これは国の補助制度の対象にもなると思うのですが、設置状況あるいは補助の利用状況というのを教えてください。

坂野長寿いきがい課長

監視カメラにつきましては、保育所の分とも同じように、プライバシー保護というのは、私事の公開や私生活への侵入から保護される権利として主張されております。ただ社会の情報化が進む中で、生活者の予期しない情報が他者に閲覧、収集、利用されることが増えて、これについてもプライバシーにかかわる問題として取りざたされることが増えてきております。

生活者の個人的な受け止め方の相違や、社会的にどこまで許容されるか、時間の経過や、世代間の認識の違いなど、慎重な配慮が求められることになっております。

施設によって利用者の状態も異なっており、導入に当たりましてはカメラの画像の利用目的が正当であるか、撮影の必要があるか、撮影方法、手段や利用方法が相当であるか等について検討の上、利用者の方や御家族、職員へ適切な説明と同意を行うなど、事前のプロセスを踏まえた対応が重要となってきますので、防犯カメラの設置については、各施設の自主的な判断によるものと考えております。

似たような部分として、介護ロボットの導入というのがございまして、日常生活における乗り移りの移乗介護や移動支援、排せつ支援と見守りコミュニケーション、入浴支援等で利用される介護ロボットというのが対象にはなっております。

ただ、ここでの見守りコミュニケーションの中に、そういった機能もあるかとは思いますが、基本的にはこういった見守りコミュニケーションというような目的で利用

されるのが一番だと思っていますので、本来的な機能のうちに付加されて、そういった監視的な部分があるのかも分からないですけれども、監視的な意味合いでロボットとかが導入されてはいないということでございます。

扶川委員

高齢者施設も保育施設もそうですけれど、虐待を防止するという意味合いもあるわけです。

それから、虐待が疑われたときに職員を守るという意味合いもあるわけです。それから利用者、もちろん虐待から守るという両方持っているわけです。

だから、選択できることは非常に大事なことだろうと思うのです。例えば、利用者自身がスイッチを入れておかなければ見えないようにして、自分が夜中に倒れていたら心配だと思ったらスイッチを入れる、なんていうのも方法だと思うのです。自己責任が多少入ってきますけれど、いろんな工夫があると思うのです。

とにもかくにも、実態把握ができていないのだったら、状況を把握した上で議論の俎上^そに載せていただく。必要であれば補助金を使ってお金を手当てするというのが必要だと思いますので、私は安心して介護を受けられて、しかもプライバシーを守られてというのは両立しうらと思うのです。

お金をかければできるのではないかと思うので、そこは十分研究していただきたいと思います。それだけ御答弁ください。

坂野長寿いきがい課長

委員おっしゃるとおりに、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

次に、学校給食について伺います。

はじめに昆虫食ですけれど、小松島西高校が鳴門市の会社が製造した乾燥コオロギの粉末を学校給食に提供した件で苦情があったという報道がされておりました。

しかし、昆虫を食している国はたくさんありまして、世界の食料事情を改善する切り札の一つでもあります。日本でも食料危機に備える上で、昆虫食の偏見は捨てるべきだと私は思っています。

これが、東京の国立科学未来館で買ってきたものでありまして、国立の施設で子供向けに売っているのです。自由に買うことができます。

先ほど、食してみました。結構これ、いけます。ビール好きの私には、原形をとどめたコオロギでも、エビを食べるようなものだなと思いました。偏見を捨てればですね。クッキーもおいしかったです。

では、何をもって昆虫食というのを反対されているのか、私はまだ理解できていないので、苦情の内容とか、一般に指摘されている問題点があったら教えてください。

酒井学校教育課長

昆虫食、特に昨年、小松島西高校でコオロギのコロッケを作ったということで、それに

対するお声をたくさん頂いたわけなのですけれども、例えば子供にコオロギを食べさせるのはいかがなものかということですか、そもそも食用ではないという意識が高いようでして、食用ではないので食べさせてはいけませんとか、またコオロギを食べると菌があるので、それで死んでしまうと医者が言っていたとか、そういうふうなことですか、コオロギの安全性ですか、食としての認知の足りないところとか、そういうところで、特に県外の方から御意見を頂いたところと承知しております。

扶川委員

苦情は何件ぐらいあったのですか。今少し気になったのが、食べる物ではないというのは単なる偏見ですけど、菌があって食べたら死んでしまうなんて科学的に事実があるのですか。

アレルギーはどんな食品にでもあるので、キチン質ですか、そういったものに対するアレルギーがある人は食べられないと思うのですけれど、この菌が危険だという何か根拠がありますか。

酒井学校教育課長

件数につきましては、今正確なデータは持っておりませんが、今年度に入ってから月にも一度、二度ぐらいのペースでは、当課にはかかっているところです。

私が先ほど申し上げたところは、事実に基づくものと、恐らく基づかないようなことで、一般の方から御指摘を頂いているところかと思います。

昨年、小松島西高校で集団給食という活動の中でやったものですが、こちらの安全性につきましては、当時使った物が株式会社グリラスさんが飼育した食用のコオロギを使ったということです。品質が管理されている中で食用コオロギが提供されました。

県教育委員会といたしましては、これを使っているということで、安全性も担保されていると考えておりますし、また全員に食べさせるということではなくて、生徒さんに対して、まずその安全性についての説明も行った上で、希望者が食べるということでしたので、その点については安全性とかの配慮というのはされていたと考えております。

扶川委員

食料危機がやってくると、日本が真っ先に飢えて世界で一番多数の餓死者が出るという指摘が、元農林水産省の役員で東大教授も務めておりました鈴木宣弘氏によってされておりまして、本も出ています。徳島県でも講演して100人ぐらいの方が参加されました。

刺身を食べる日本文化を理解しないという外国の方も多くて、なかなか食べない人も多いですけど、日本人が昆虫食を毛嫌いするのも同じレベルではないかと私は思います。

子供の頃から、そうした偏見を取り除くことが、世界の食料事情に寄与することになると思います。

私は、もちろん強制とか嫌がるものを無理に食べさせるなんてことは、それこそ人権侵害ですからやってはいけませんけれども、子供の曇りのない目で素直に食べて味わっていただくという経験をすれば、大人になっても抵抗が無くなる。それが2050年にやってくるかも分からない深刻な食料危機の備えの一つになるかも分からない。

私は、害が無いということをよく研究していただいて、それを広報して、確信が持てたら進めるべきだという立場で、まして徳島大学初のベンチャー企業で地産地消です。

せつかく、そういうすばらしい取組を始めようとしている会社を応援しない手はないなと私は思っておりますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう少ししか時間がないので、学校給食の地産地消は今申し上げましたけれども、有機農産物の導入について教えてください。県下の導入状況はどうなっていますか。

藤坂教育創生課長

有機農産物の学校給食への導入状況ということでございますが、県内の市町村のほうで現在、学校給食で継続的に有機農産物を利用しているという話は伺っていない状況でございます。

昨年度につきましては、小松島市で国の交付金を活用いたしまして、市内全ての小中学校、13校ございますが、そちらの給食に無農薬米を提供する取組が行われておりまして、本年度も実施する計画があると伺ってはおります。

県教育委員会におきましては、学校給食における地産地消を推進しているところでございまして、地場産品の活用率につきましては69.4パーセントと、全国平均の56.5パーセントを上回っている状況でございます。

引き続き、市町村と連携いたしまして地場産物の活用の好事例の横展開を図るなど、学校給食におけます地産地消に取り組むとともに、有機農産物の活用につきましても、他県の取組を参考にしまして研究してまいりたいと考えております。

扶川委員

有機農産物が学校給食に導入がされない理由として、よく言われるのが、量がそろわないということです。

しかし、部分的に導入するという試みがあってもいいと思うのですが、もう少し小回りの利くような対応というのは学校給食ではできないのですか。

藤坂教育創生課長

ただいまのところ、国の補助金につきましては、農林水産省の補助金でございまして、みどりの食料システム推進交付金というのがございまして、慣行米と無農薬米との差額を、1食あたり20円という形で出すような事業でございます。

この中で、小松島市が手を挙げている状況でございまして、先ほど委員がおっしゃいましたように、有機農産物を学校給食に活用するためには、学校給食で必要とされる種類や量が確保される体制作りでありますとか、有機農産物の価格の安定が必要であると考えております。

文部科学省からは、地産地消が推奨されておりまして、県産の食材を積極的に活用するよう働きかけているところでございますが、有機農産物の活用につきましては、先ほどの農林水産省の事業を学校給食に有機農産物を試験的に導入する取組という形で行われておりますので、市町村の状況を見守っていきたいと考えております。

扶川委員

本格的に推進する必要があります。

これも食料危機との関係で、学校給食が地産地消、それから有機農産物を普及していく大きな窓口になるということを言われておりまして、有機農産物は肥料も、それから農薬も減らせます。特に100パーセント輸入に頼っている農薬とか、それから種子、種苗、そういったものが止まってしまうと、本当に飢えるわけですよ。

そのようなことがないように、日本の国土は実は結構まだ余力を持っていまして、しっかり日本の国土を利用すれば、水も豊富ですから、気候も良いですから、日本の国民の相当部分、食料自給率を上げて支えていけるのです。そのための窓口が学校給食であるとしたら、非常に重要な役割を担っております。

知事がよく言われる、横串を刺した部局横断的な取組、農林水産部の方も含めて、どうすればこの有機農産物が本格的に導入できるかということ、知事交代を機に、本当に文字通り本気で取り組んでいただきたい。

私は幾つもの危機がある中で、地球温暖化とかと並んで食料危機というのは深刻な問題になっていくと思います。人口が増えていく一方ですしね。それから、戦争があると、ウクライナみたいに止まってしまうわけですね。

その点、本気の取組をお願いしたいと思いますが、どのような決意で進めるか、お聞きしたいと思います。

藤坂教育創生課長

学校給食の食材につきましては、学校設置者で決定されるというものでありますことから、県教育委員会といたしましては、他の関係部局とも連携しながら取組を進めますとともに、各市町村の教育委員会に対しまして、有機農産物の給食での活用事例を紹介するなど、学校給食が一層充実するよう支援してまいりたいと考えております。

竹内委員

私からは、出産・子育て応援交付金に関わる質問を少しさせていただきます。

既に国から予算も入って、それぞれの自治体で、妊娠時に5万円、出産時に5万円ずつということですが、支給形態については、電子クーポン、現金、様々な手法をということで、国から指示が出ております。現在市町村で、電子クーポン、地域通貨、現金、どのような支払状況なのか、少し御説明をお願いします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、竹内委員より、出産・子育て応援交付金の支給形態について御質問を頂いたところでございます。

出産・子育て応援交付金につきましては、先ほど委員からもお話があったとおり、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じて、様々なニーズを必要な支援につないでいく伴走型の支援と、それから経済的な支援、これを一本化するような事業を市町村で実施しており、それを県といたしましても支援しているところでございます。

この経済的支援の部分の出産・子育て応援ギフトにつきましては、妊娠時の5万円、出

産時の5万円相当、合計10万円相当の支援を行うものでございまして、県内におきましては、現在23市町村が現金で支給をされておきまして、残る一つにつきましては、地域のデジタル通貨で支給されていると確認をしているところでございます。

竹内委員

地域通貨がある自治体は限られていますから、それは大体分かりますけれども、ほとんどの自治体が現段階では5万円の現金支給ということですが、6月補正予算で、県で電子クーポンシステムの構築をしていくという予算が出されました。

国の指導を仰げば、様々な形態というか、現金以外のものを検討してくれという方向性があるわけですが、市町村の要望として電子クーポンシステムの構築を県がやってくれというところにつながったのか、そもそも国の方向性を受けて、県が電子クーポンを構築しようとしたのか、例えば市町村からこういう意見があったとか、こうしてくれとかという声があったのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

今回の県におけます支給形態につきましての状況でございます。

出産・子育て応援ギフトにつきましては、国におきまして、子育て目的に限定することができるクーポン等によります交付を推奨されておりまして、県におきましても6月議会において、この応援ギフトの支給につきまして、県内で広域的に実施するため、システム構築のための予算をお認めいただいたところでございます。

この予算を要求していくに当たりまして、市町村にもいろいろ御意見をお伺いさせていただきました。

市町村からも、そういう県下統一的なシステムがあるのであれば、是非参画したいというようなお声等もございまして、子供さんのために使っていただけるような、そういう仕組みづくりというのを現在、市町村、それから他県でのやり方、そんなところもいろいろ情報収集をしながら調整をしているところでございます。

竹内委員

こども家庭庁、それから厚生労働省からの資料を見れば、現金だけの支給はやめて、子育てギフトを作って、それを県が支援をしてというような方向性にならざるを得ないと思うのですが、市町村と支給を受ける方と、あと例えばギフトを作ったときは恐らく委託をすると思うのですが、受託される所、その関係性の中で、5万円、5万円、計10万円と支給されたものが、県内流通がきちんとできるのかという懸念が少々あるわけです。

要するに、5万円の現金支給をされた時には、もちろんその使い道というのは子育てに限定はされないかも分かりませんが、支給をされた辺りで、ほぼほぼ経済が回っていく。

ギフトを作ることになって、その委託をした先が、例えば全国的な大きなギフトメーカーだったり、クーポン事業者だったりしたときに、県内での経済流通と言いますか、5万円の支給が、もちろんそれは、例えばおむつとか、目的に限定はされるのですけれど

も、県内的な経済の流れというものが滞るのではないかなという思いが少しあるもので、今の状況で、クーポンを含めてどのような契約形態を検討されているのか。もし、今の段階でおぼろげながら形があるのであったら、教えてほしいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

契約形態につきましての御質問でございます。

先ほど来、委員からお話がございますとおり、こちらの事業につきましては、子育て支援のために使っていただくということに重きを置きまして、現在調整をしているところでございます。

お話がありましたように、その地域で使っていただくというような経済的、地域振興的な意味合いもあるのですが、今回の事業につきましては、子育てのために使っていただくということで、カタログギフトを今のところは検討しておりますけれども、その内容としまして、妊産婦さん用の用品でありましたら、マタニティウェアであったり、骨盤ベルトであったり、それから育児の消耗品であれば、ミルク、おむつ、離乳食など、それから育児の日用品については、ベビーカーであったり、チャイルドシートであったり、哺乳瓶、それからおもちゃについても知育玩具やブロック、それから絵本、なかなか地域だけでは調達しづらいような、でも子育て世帯にとれば、非常に役に立つようなものも検討しているところでございます。

これに加えて、今検討しているところにつきましては、妊産婦さんに地域における子育ての支援サービス、そういうものも市町村のほうで提供しておりますので、そういうサービスがあるということを知っていただけるとともに、それから地域産業の振興といったような観点から、カタログに掲載する商品につきましては、それぞれの市町村とも調整をさせていただきながら地域の子育て支援サービス、一時預かりであったり、産後ケアのサービスであったり、それから地域独自の商品、特産品、そういうようなものも盛り込めるよう工夫をしていきたいと考えております。

竹内委員

御説明はよく分かりますし、制度の趣旨はもちろんそういうことなのだろうと理解はするのですが、この給付金事業の目的が、今おっしゃったように、地域性の話が出ましたけれども、核家族化が進んでいく、妊娠出産をする女性が一人で抱えていくケースが多くなる、それを伴走型でどう支援するかということが一つと、経済的に大変なので支援をする、その二本立てだろうと受け止めています。その孤立する妊産婦をどう支援をしていくかということになれば、やはりそれは地域性が随分色濃くなってくるようには思うのです。

もちろんそれぞれの市町村で御活躍をされている保健師さんであったり、子育て支援の担当の職場や業務の方々も、いろいろ関わってくるのだろうと思いますけれども、地域があって子育てがあるという、そういう極端なものでもないのですが、その色合いはその制度としては求めているのだろうとは思っているのです。

ですから、今いろいろ御説明いただきましたけれども、カタログギフトの中で、単純におむつがもらえます、児童用品、ベビー用品ももらえますというところに、できれば落ち

着かせてほしくないという思いは持っています。

それぞれの市町村での子育て支援サービスを、ギフトとしてどう渡していかなければならないかというのは、なかなか難しいようにも思いますけれども、県でカタログギフトを作ったときに、様々な支援サービスをそこに載せる、県としては画一的なギフトになるので、それぞれ市町村で、当然子育て支援サービスも違いますから、どういうふうに伝えていくのかというのも、考えが整理できませんけれども、個人的な意見としては、最近何だかんだ言いながら、現金給付でやったほうがスムーズで効果が強いのではないかなという思いを持っています。

それは、いろいろな物価高がこれだけ進む、ガソリン代がこれだけ値上がりをしているという中で、もちろんそれぞれの御家庭で大変な状況はあると思いますけれども、先ほども困難な状況の女性という話もございましたが、直接的な支援というと、お金をきちんと給付する、きちんと届かせる、少なくとも地域のクーポン券や現金というほうが何か効果が高いのではないかなという意見を持っています。

ですから、もちろん制度の趣旨として、国が進める電子クーポンを、もしかしたら望んでいる御家庭もあるかも分かりませんが、そうした当事者の声が、どのぐらい制度の中に反映をしていくのかなというのに、少々懸念を持っているのです。

本当に今、物価高も大変な状況なので、そうした当事者の声と言いますか、この制度ができたのは、恐らく去年ですね。そういうところで国がどの程度、意見の聴取をしたのか、アンケート調査をしたのか、そういうのが見えにくいものですから、もしその情報がございましたら、無ければ無いで結構ですけれども、どんな状況でしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、これをスタートするに当たっての国の情報が、どのような情報があったかということでございますが、具体的に国から、こういう調査をして、こういう結果というようなのを確認しているものはございません。

先ほどお話がございましたが、子育てをされている妊産婦さんの孤立化等々の問題の解決に向けて、この事業につきましては、まず妊娠をした段階で市町村の窓口で保健師さんにつながり、つながったところから具体的にやり取りをして、その方がどういう方なのか、どういう問題を抱えているのか、その辺のところもしっかりと聞き取りをし、把握をしていただき、その後の支援につなげていく。

その後の、出産をした後につきましても、ずっとこれが切れ目がなく、関わりを持ちながら支援ができる体制を作っていく、そのきっかけ作りにもなるのではないかなという期待をしているところでもございます。

こちらにつきましては、しっかりと市町村のほうとも連携をしながら、調整について進めていきたいと考えております。

竹内委員

市町村との関係性については是非、せっきくの制度ですから詰めていただいて、適切な伴走型の支援ができるような配慮をお願いしたいと思います。

5万円と5万円のギフトですけれども、例えば電子クーポンができる、カタログギフト

ができる、恐らくこれは当事者の申請によって頂けるかどうかということになるのだろうと思いますけれども、現金給付かギフト給付なのかというのは選べるのかどうか、それを選べるのはそれぞれの自治体ごとに違うものなのか、どういう支給体制が考えられているのか。

つまり、5万円の現金が欲しいという方も、あそこでおむつを買いたいなという方も、もしかしたらいるはずなのですよ。そういうのが選択できる制度の構築が考えられているのか、単純に電子クーポン、カタログギフトというところで一本化をされるのか、今どのような方向性が考えられているのか分かればお願いします。

大井こどもまんなか政策課長

現金とクーポンの併用ができるかどうかという御質問でございます。

今のところ調整しておりますのは、現金であったり、このクーポンを活用するであるとか、市町村単位での選択というのを考えているところでございます。

その市町村の中で、さらに現金の方と、クーポンを利用される方とを分けるかどうかというところにつきましては、恐らく市町村のほうでは、運用面での調整に関して複雑化してくることも予想されますので、そのところは技術的に可能かどうかということも含めまして、市町村と一緒に検討していきたいなと思っております。

また、クーポンでお渡しするタイミングにつきましては、市町村との面談時、まず妊娠の届出があったとき、それから出生の届出があったとき、そのタイミングで保健師と面接をしていただいて、そのときに手渡しでお渡しする、若しくはお家のほうに保健師等が訪問した際にお渡しする。そういうように、実際に面談の中でつなげていこうという形を考えているところでございます。

竹内委員

分かりました。

恐らく実施する主体が市町村になりますから、それぞれお考えがあるだろうし、それぞれの立場でやることも違って来るのだろうなと思いますけれども、幅広い対応ができればなと思っていますので、その辺も今後の市町村との協議等がございましたら意向もしっかりと聞いていただいて、しっかりと対応していただければと思います。

あと、伴走型相談支援という中身で、一定程度、伴走をしながら得た情報の共有化をなさいという国の指導だろうとは思いますが、少し整理をしたいのは、どういう情報を、どういう形で共有をしていくのか、どことどんな情報をというのを今の実例であれば、こんなことがこういう状態で共有ができました、こういう成果がございましたというのが、もしあれば教えていただきたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

情報の共有化についての御質問でございます。

情報の共有化につきましては、この仕組みも含めてなんですけれども、今現在も特定妊婦さんのような、支援が必要な妊婦さんの情報をキャッチした際には、児童相談所であったりとか、市町村の保健師さんは、もちろんなんですけれども、地域の支援をされている

方々との情報共有、ネットワークの構築を市町村ごとにしておりまして、そこで共有して地域で支えていこうというような仕組みができております。

今回の事業につきましても、情報が得られたものにつきましても、当然支援が必要な方が必要な支援につながるように、そういうネットワーク等も利用しながら地域全体で支えていけるような、そういう情報の共有を継続してやっていきたいというふうに考えております。

竹内委員

国が指し示している内容で言うと、しっかり情報共有をということですが、大前提として、本人の同意の上で情報を共有してくださいというアプローチだと思います。もちろんそれは大事ですし、本人同意の上で、いろいろな情報を共有して行って、大きい支援があつて、該当者が本当に助かった、良かったというような結果に結びつくような支援体制もそうですし、去年始まったところですし、行政への信頼が置けるような形作りをお願いをしたいと思います。

この5万円と5万円の支給の事業ですけれども、これは令和6年度以降も国としては続ける方向なのか、その辺が見えてこないの、情報として、もしございましたらお願いしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

当該事業の継続につきましてでございます。

こちらにつきましては、令和6年度につきましても、引き続きやっていくということなことで、概算要求に盛り込まれているところでございます。

また、今回その仕組み作りということで、システム構築を国が推奨しているということ鑑みましても、継続してやっていただけるものではないかなということは個人的に考えているところでございます。

古川委員

私からも1点お聞きをしたいと思います。

今回一般質問で、未婚化・晩婚化に対する施策の拡充をということで話をしまして、答弁も頂きました。不妊治療の高度化というのを進めてほしいなと思っています。

この答弁の中に、まず徳島大学の中に、県の不妊・不育相談室というのがあるということ私には知りませんでして、そういうのがあるのだなと。

これは、いつ頃にできて、相談状況というのは、どういう状況でしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、古川委員より、徳島県の不妊・不育相談室の状況につきまして御質問を頂きました。

県の不妊・不育の相談室につきましては、平成12年に、徳島大学病院に不妊の専門相談事業ということ県が委託をいたしまして、不妊に悩まれています御夫婦を対象に、専門的な知識を持っています医師であったり、看護師等々が専門的な相談、情報提供をスター

トしたところでございます。

その後、平成24年に、新たに不育症、お腹の中でなかなか子供さんが育ちにくいという方の専門的な相談窓口をここに加えて、徳島県の不妊・不育相談室ということで設置させていただいたところでございます。

これに加えて、令和4年度から新たに流産であったり、死産であったり、こちらに関する心のケアであったり、それから出生前の遺伝学検査を受けられた方に対します、妊婦や家族への相談支援体制ということも、新たな機能として追加をしているところでございます。

相談の実績状況でございます。こちらにつきましては、令和4年度が225件と、こちらを設置してからずっと増えているような状況で、令和3年度が最多だったのですが、それを上回る勢いで、令和4年度も最多を更新したような状況でございます。

こういうことも踏まえまして、体制強化を図りまして、これまで週2回の相談だったものを今年度より週4回に倍増させていただきまして、相談対応させていただいている状況でございます。

古川委員

年間225件というのが、多いのか少ないのか、よく分からないのですが、まず相談支援というのは拡充してほしいなと。結構、不妊治療されている方は多いと思います。

うちの夫婦もかなり不妊治療やったんです。最終的に妊娠はしたのですが、流産をして、結局子供を諦めたのですけれども、最初から体外受精していたらよかったなというのは、すごく思っています。

最初、長い期間とお金をかけて、余り効果のないようなことをしたので、そういうような情報が大事なのかなと思って、もっと周知をして、多分知らない人は結構多いのではないかなと思いますので、このあたり積極的に取り組んでほしいなと思っています。

あと、夫婦で検査を受ける助成制度を年内に開始してまいりたいという答弁もあったのですけれども、このあたりは具体的にはどういうことを考えているのか教えてもらえますか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、夫婦で検査を受けていただく事業についての御質問でございます。

不妊症につきましては、女性だけの問題と考えられがちなのですが、原因の約半数は男性にもあるというような統計もございます。こういう統計も踏まえまして、将来妊娠を希望される御夫婦が、早い段階で共に妊娠をする力、これを妊孕力^{よう}というのですけれども、それをはじめ、妊娠に対します正しい知識を持っていただくために、御夫婦が一緒に検査を受けていただいて、不妊に関する検査に係ります助成制度を年内にスタートをさせたいと考えております。

こちらにつきましては県内20の産婦人科で、対応ができる方向で今調整をしているところでございます。

対象といたします検査につきましては、不妊の診断に関します保険適用外の検査でありまして、女性につきましては卵巣機能を測る検査であったりとか、男性ですと精液の検査

でありますとか、そういうような検査を組み合わせてまして、夫婦が一緒に検査を受けられたときに1回2万5,000円を上限に、支給をしていきたいと考えております。

古川委員

今プレコンセプションケア、プレコンチェックとかいうのが、いろいろな自治体で助成をする、補助をするということで進められていると聞いています。

先ほど言ったように保険が適用できない、2万円から4万円ぐらいかかると聞いているのですけれども、卵子の数を調べたり、子宮の状態を調べたりみたいな検査と聞いています。、そういうような形で助成制度、今年度スタートさせるということですので、また来年度以降もしっかり内容も充実させていく方向で、いろいろ検討をしていっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

あともう1点、先ほどの竹内委員の関連なのですけれども、国からはいろいろな資料が来ていると思います。子育ての家族からいろいろこういうことを助成してほしいとかいうような資料はあると思います。僕も見ましたので、あると思いますね。

例えば育児用品だけではなくて、妊娠したときの病院に行くためのタクシー代の補助とか、そういうのもすごく喜ばれているというような資料もありますので、そのあたりの資料をしっかりと踏まえて進めていってほしいなと思います。竹内委員が言ったようにカタログギフトとなると、確かに地元経済にどこまでいくのかなという、心配なところではあります。せっかく国から来るお金なので、地域経済を回していかなければいけないなと僕も感じますので、地域で使っていただけるような工夫は怠ってはいけないなと思っています。

かなり事業は進んでいるのですかね、全国ベースのカタログギフトで進めるのはどうかという気はしますね。それでも進めてしまうのかなという心配はありますけれども、そのあたり、まだ間に合うのであれば検討してほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

カタログギフトの関係でございます。

国も今回の交付金に関しましては、子供さんのために、子育て世帯のために、これを使っていただけるようにというような大きな目的がございます。

これに対しまして、地域経済というのも一方ではあるんですけれども、どちらを優先するかという部分もございます。

ただ、国も子育て世帯のために、子育てにというようなところを最重要視されている部分もございますので、その辺も踏まえ全体的にどういうふうなバランスが取れるか、その辺のところを調整してまいりたいと考えております。

沢本副委員長

今回9月補正におきまして、結婚支援対策の強化が盛り込まれております。

私の周りにもマリッサとくしまに関心をお持ちの方、そして結婚されていない子供さんがいらっしゃる親御さんにしましたら、マリッサとくしまにすぎるような思いの方の声も

お聞きします。

そこで少し詳しくお伺いしたいと思いますが、まずこれまでの委員会の質疑と重なる部分もあるかもしれません。マリッサとくしまにおけます結婚支援ではどのようなことが行われているかお伺いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

沢本副委員長より、マリッサとくしまにおけます結婚支援の状況につきましての御質問でございます。

マリッサとくしまにつきましては、平成28年7月に開設をいたしまして、それ以来、本県におけます結婚支援の拠点といたしまして、結婚支援のマッチングシステム、こちらを活用いたしました1対1のお見合い、それから趣向を凝らしました出会いのイベントの開催など、結婚を希望される方に出会いの機会を提供いたしますとともに、出会いから成婚までのサポートをいたします縁結びのサポーター、こちらによりまして一人一人に寄り添ってきめ細やかな支援を行っているところでございます。

また、自分磨きであったり、自分の魅力をしっかり相手に伝えられるようにということで、セミナー等も開催をいたしまして、結婚を希望される方が自信を持って婚活に取り組むための後押しをしているような状況でございます。

沢本副委員長

1対1のお見合い形式もさることながら、複数の方が大勢参加されますイベントにつきましては気軽に参加できて、出会いの場としてどんどん提供していただけるような流れになるといいかと思います。マリッサとくしまで実施されております複数の方が参加されますイベントの形態、あるいは内容はどのようなものでしょうか。お伺いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

マリッサとくしまのイベントの形態や内容についての御質問でございます。

マリッサとくしまで実施をしております出会いイベントにつきましては、すべての参加者の方がお互いに会話の機会がとれますように、10人から20人程度での実施を基本としておりまして、ここに参加者の年齢層についても話がしやすいようにということで、設定等を変えながらニーズに合った工夫を行っているところでございます。

出会いイベントの内容につきましては、食事を楽しみながら一緒に行います一般的なものから、クッキング、ものづくりなどを通した体験型のイベント、それからアウトドアやクルージングなどを取り入れた野外でのイベントなどなど、趣向を凝らしたイベントの開催に注力をいたしております。令和5年度におきましては、8月末までに20回開催をしております、昨年度を上回る勢いでほぼ毎週開催をしており、積極的に出会いの機会というのを創出しているような状況でございます。

また昨年度からですけれども、市町村と連携をいたしまして、地域の特性を生かしたイベントであったりセミナーなどを開催する出会い応援事業ということで、昨年度は美馬市と連携をいたしました地元産の小麦を使ったクレープづくりのイベントであったり、上板町と連携をいたしました藍染体験を取り入れたイベントであったり、6市町において実施

いたしたところでございます。

今年度につきましても、9市町で実施を予定しておりまして、こちらでも複数組のカップルが成立しているような状況で、引き続き対応していきたいと考えております。

沢本副委員長

今年度9市町とのコラボイベントということでございます。

県内もっと広げていただけたらと思うのですが、これまで実施されたイベントの参加状況とかマッチング結果はどのような状況になっておりますでしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

イベントの参加状況やマッチングの状況についてでございます。

こちらにつきましては、開設以来、令和4年度末までに約240回イベントを開催いたしておりまして、約4,300人の方に参加いただき、このうち1,400の方がカップルにつながっております。

また、昨年度を見てみますと、644人の方が参加されまして、うち284人がカップルに成立しておりまして、マッチング率としましては44パーセントということで高い水準になっているような状況でございます。

沢本副委員長

こうしたマリッサの取組の、県内の出会いイベント等で誕生したカップルが、この先も徳島で居続けてくれるということに大きな期待が持てるものだと思います。

このマリッサの事業活動の情報を、結婚を望まれている方にどのように届けていくかという周知が重要かと思います。

今回9月補正で性格診断マッチング機能が導入されておりますが、今回の機能強化も含めて、今後どのような周知を行っていくのかお伺いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

マリッサの取組の周知につきましての御質問でございます。

今回9月補正に予算をお願いさせていただいているのですが、この機能強化につきましては、今マリッサを御存知でない結婚を望まれる新たな方に知っていただく絶好の機会であると認識をしております。

この周知に当たりましては、年代であったり、興味関心の指定によりますターゲットを絞ったウェブ広告であったり、SNSの広告であったり、こういうものを活用します。また、マリッサとくしまの取組に賛同いただいております応援企業というのがございまして、こちらの応援企業さん、協賛企業さんにつきましては、イベントの企画であったり場所の提供であったり、応援をしていただいております。こういう企業さんも年々増えておりまして、令和4年度末現在で、490社の店舗・企業さんが御賛同いただき、応援をしてくださっております。こういう企業さんとも連携をして、PRを進めていきたいと考えております。

それから新たに機能追加いたしますので、その機能の体験会を兼ねましたイベント企画

というようなことも行いながら、積極的に、より効果的に県内にお住まいの多くの方に届くように周知をしてまいりたいと考えております。

沢本副委員長

未婚化、晩婚化が少子化の要因の一つとして言われております中で、そういった官民で、協力される企業さんの協力も頂きながら、結婚を希望される方にマリッサというのは安心して利用できる機関だろうと思います。

このマリッサの役割というのは、今後ますます重要になってくると思うのですが、こうした情報が広く皆さんに行き届きますように、関心を持ってもらえますように、今後更に工夫されて事業を進めていただきますよう、要望をお伝えして終わりたいと思います。ありがとうございました。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。ただいま岡田議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いします。

それでは質疑をどうぞ。

岡田議員

委員の皆さん、委員長の許可を頂きありがとうございます。

それでは未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課にお聞きします。

本委員会の付議事件であります次世代人材育成に関する調査の中で、子育て支援についてであります。

次世代育成担当の事務分掌で、放課後児童健全育成事業と放課後こども総合プラン推進事業に関することとあります。

具体的に、県が現在実施している放課後児童クラブ事業事務についてお聞かせください。そして、放課後児童クラブについて質問いたします。

放課後児童クラブは就労などで昼間に保護者がいない家庭の児童、小学校1年生から6年生が生活の場、遊びの場として過ごす所です。

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

設置運営主体は市町村、社会福祉法人、保護者会、運営委員会などで、実施場所は学校の余裕教室、学校敷地専用施設、旧幼稚園や児童館などです。

主な事業内容としては、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、遊び活動への

意欲と態度の形成、遊びを通して自主性、社会性、創造性を養うこと、放課後児童の遊びや活動状況の把握と家庭への連絡、家庭や地域での遊び場、遊びの環境づくりへの支援、その他、放課後児童の健全育成上必要な活動が挙げられます。

全国の設置状況を見てみますと、平成10年には9,729クラブ、登録児童数34万8,543人であったのが、令和2年には2万6,625クラブ、登録児童数131万1,008人と、22年間ではクラブ数が約2.7倍、登録児童数は約3.7倍に増えております。運営の内訳は、公営8,103か所、民営1万8,522か所となっております。

社会状況として、徳島県の最低賃金は、この10月から896円となり、昨年から1円の上昇となりましたが、全国では沖縄県と並んで二番目に低い45位と、賃金上昇も厳しい状況だと思われます。

このような中、放課後児童クラブの運用状況は大変厳しい状況と聞き及んでおります。本県における放課後児童クラブの運営や利用者の現状、そして放課後児童クラブの支援員の方々の労働実態を県としては把握しておられますか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、岡田委員外議員より、放課後児童クラブにつきまして御質問を頂きました。

まず御質問のありました事務分掌の関係でございます。こちらにつきましては、市町村が実施をしております放課後児童クラブの運営や施設整備に関します支援を行いますとともに、放課後児童支援員などの人材確保のための認定資格の研修であったり、資質を向上するための研修などを行うこととしております。

次に、本県におきます放課後児童クラブの現状につきましては、本県も同様に年々増加をしているような傾向で、令和5年5月1日現在で、18市町村で192クラブが運営をされており、登録児童数につきましては8,132人となっております。

また、支援員の労働等に関する運営の基準などにつきましては、放課後児童支援員の数であったり、児童一人当たりの専用区域の面積など、国で定めます基準に基づきまして、実施主体であります各市町村で規定をされておまして、放課後児童クラブの支援員さんの人件費を含みます運営費につきましては、国で定められました基準額に基づきまして国、県、市町村それぞれが補助を行っているところでございます。

さらに県といたしましては、職員の処遇改善につきまして、これまで経験年数であったり研修の受講実績に応じました段階的な賃金の改善に対する補助に加えまして、令和4年度からは、職員に対します月額9,000円を上限といたします月額3パーセント程度の賃金改善に対する補助など、制度の充実についても改善に努めてきたところでございます。

しかしながら、今年度6月に私どものほうも参加させていただきました県の放課後児童クラブの学童保育連絡協議会におきまして、運営に携わっていらっしゃる皆様との意見交換であったり、9月に立ち上げました公立や民間の学童保育をはじめ、現場の第一線で活躍されている皆様方との対話を行います、子供子育てのリビングラボプロジェクトにおきましても、支援員の人材確保、それから更なる処遇改善、こうしたものが喫緊の課題であるという話をお伺いしたところでございます。

今後こうした現場の皆様のお声をお聞きしながら、放課後児童クラブが国の制度に基づく事業でありますことから、しっかり国に対して、勤務する職員の皆様の処遇改善や人

材確保に向けまして、しっかり提言を行いますとともに、実施主体であります市町村とも連携していきたいというふうに考えております。

岡田議員

説明ありがとうございます。

放課後児童クラブの方からお聞きしたのですが、まずは若い支援員が集まらない。それはパートの方で4時間、正規でも6時間で、労働時間が短く仕事としての収入が少ないのが実態で、最低賃金が上がっても、それを支払う財源の確保ができない。また、パートの方に最低賃金に見合う賃金を支払うと正規の方に支払うお金が足りない。

4時間の勤務時間内では、明日の準備のための時間が間に合わず、家に持ち帰ってサービス残業をやらなくてはならないのが実態であります。

労働時間の関係で保険の対象にならないので、まるまる一日働きたい、そうすることにより若い人も働きに来てくれるとのことでした。

県としても子育て支援を充実させるために、是非とも放課後児童クラブの財政支援を国に求める必要があるし、県としても国の制度のみで子育て支援をしているとは言えません。

県として、各放課後児童クラブの負担を軽減する方策として、運営面に関しての人的・物的協力と県独自の相談支援や財政支援が必要と思いますが、見解をお伺いします。

大井こどもまんなか政策課長

県独自の支援についての御質問でございます。

放課後児童クラブに勤務をされています職員の皆様の処遇改善、人材確保につきまして、引き続きあらゆる機会を通じまして、国へは提言をしていきますとともに、実施主体であります市町村との連携はもとより、他県の状況であったりとか、先進的な取組なども参考にしながら、これまで頂きました現場の皆様の声を形にできますよう、県といたしましても、どのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

岡田議員

説明ありがとうございます。

県としてソフト支援のみならず、財政面の積極的な協力、支援をお願いします。このことは県内で子育てをされているみんなの願いであり、移住・定住による人口増を図る施策として重要であると考えます。

今後とも、より一層、県内各放課後児童クラブの声を聞いていただき、市町村とも連携を図り、今まで以上の支援を要望して質疑を終わります。

福山委員長

以上で、質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（12時08分）